相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　矢野　仲次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　尚吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野村源太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　岩本　芳吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野村勇四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　前田喜久馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　矢野　宗次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　矢野　達次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　前田　幸藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　矢野慶太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　片山助右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　柳井　作次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
高知市升形一番一七号藤林ビル三階
相続財産管理人　弁護士　髙野　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県五島市福江町一二三九番地、最後の住所長崎県五島市福江町一二九九番地
被相続人　亡　吉田　照夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日
長崎県長崎市万屋町五番三二号第二一ノ瀬ビル三階三〇五号室
相続財産管理人　嘉村　祐介

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 9 月 22 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。